

附属機関等への多様な参画を推進するためのガイドラインに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例（令和4年3月江戸川区条例第2号。以下「条例」という。）第10条第4号に規定する施策の一環として、附属機関等の委員（以下「委員」という。）を選任する際の留意事項等を定めることにより、条例第12条に規定する事項の達成を促進し、もって附属機関等への多様な参画を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

2 この要綱において「附属機関等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 区が設置する地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関
- (2) 前号に定めるもののほか、要綱等の規定により区が設置する協議会、懇談会その他の会議体

(目標)

第3条 区は、推進計画の計画期間が終了するまでに、次の目標を達成する。

- (1) 男女（性別又は性自認に基づく男女をいう。以下同じ。）のいずれか一方のみの委員で構成される区の附属機関等をなくす。
- (2) 男女のいずれか一方の委員の総数が、全ての附属機関等の委員の総数の10分の3未満にならないようにする。

(取組内容)

第4条 区は、前条の目標を達成するため、附属機関等の設置目的を妨げない範囲内で、次に掲げる内容に取り組むものとする。

- (1) 区からの依頼に基づく関係団体からの推薦により委員を選任している場合は、当該依頼文に、委員の男女の構成比への配慮その他附属機関等への多様な参画を推進するために必要な事項を明記するよう努める。
- (2) 特定の役職にある者を委員としている場合は、当該特定の役職にある者を委員とする方法から、特定の役職にある者が推薦する者を委員とする方法などに選任方法を見直すよう努める。ただし、附属機関等の設置根拠となる法律（以下「根拠法」という。）の規定により、当該委員の構成が特定されている場合は、この限りでない。
- (3) 男女のいずれか一方に偏りが生じないようにするため、委員の公募枠を新たに設け、又は拡大するよう努める。ただし、根拠法の規定により、当該委員の構成が特定されている場合は、この限りでない。
- (4) 学識経験者を委員として複数名選任する場合は、当該学識経験者の男女の数がいずれか一方に偏らないよう努める。

(参加への配慮)

第5条 区は、附属機関等の会議を開催するに当たっては、育児中の委員等が当該会議に参加しやすいように配慮するものとする。

(登用状況の報告)

第6条 附属機関等を所管する部長は、毎年度、委員の登用状況を、総務部長に報告するものとする。

(推進会議への報告)

第7条 総務部長は、前条の規定による報告に基づき、委員の登用状況について推進会議に報告するものとする。

(変化への対応)

第8条 区は、将来の環境及び社会的な状況の変化に対応し、並びに附属機関等への多様な参画を推進するため、必要に応じて、第3条に規定する目標その他この要綱の内容を見直すこととする。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。